

居宅介護支援事業所の特定事業所加算について

高齢対策課

概要

特定事業所加算の算定要件として、平成 28 年度の「介護支援専門員実務研修受講試験」の合格発表の日^{※1}から、介護支援専門員実務研修の実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制を整備することが必要になります。

特定事業所加算を算定している事業所及び新たに同加算を算定する事業所は、あらためて算定要件を確認してください。

※1 現時点では未定（平成 28 年 11 月下旬又は 12 月上旬が想定される。）

特定事業所加算の算定要件（人員配置及び平成 27 年度報酬改定で変更された部分）

■ 特定事業所加算Ⅰ（500単位/月）

- 1 常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上配置
- 2 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置
- 3 中重度の利用者の占める割合が40%以上
- 4 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保^{※2}していること。（平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）

■ 特定事業所加算Ⅱ（400単位/月）

- 1 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置
- 2 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置
- 3 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保^{※2}していること。（平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）

■ 特定事業所加算Ⅲ（300単位/月）

- 1 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置
- 2 常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置
- 3 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保^{※2}していること。（平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）

【指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（H12 厚生省告示第 20 号）】

〈※2 協力及び協力体制を確保しているとは〉

現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいう。

そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体^{※3}との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすること。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（省略）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H12 老企第 36 号）】

※3 栃木県では、社会福祉人とちぎ健康福祉協会